

社会福祉法人和光会役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款23条の規定に基づき、社会福祉法人和光会(以下「法人」という。)の役員及び顧問、相談役、参与の報酬及び旅費の基準を定め、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

(役員の種類)

第2条 前条に定める役員とは、法人の定款第16条に定める理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 法人の役員の種類については、別表1のとおりとする。

2 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、年度総額の範囲で各理事の具体的な報酬額については理事会が決定する。監事の報酬については評議員会が決定する。

3 顧問、相談役、参与の報酬については、別表3のとおりとし理事会が決定する。

(費用弁償)

第4条 理事会等法人の業務により、各種会合等に役員が出席した場合は、別表2に定める額を費用弁償として支払う。

2 顧問、相談役、参与の費用弁償については、別表4のとおりとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成29年6月19日より施行する。

別表 1

役員報酬支給上限額

職名	金額(単位:円)		備考
	常勤(月額)	非常勤(月額)	
会長		150,000	
理事長	800,000	400,000	
専務理事	400,000	200,000	
常務理事	300,000	150,000	
各担当理事		30,000	幹事長、介護、催事、教育・研修

決算内部監査報酬額

職名	金額(単位:円)	備考
監事	30,000	決算内部監査1回につき

理事会等出席報酬

職名	金額(単位:円)	備考
議長	15,000	理事会出席1回につき
理事、監事	8,000	理事会等出席1回につき

役員報酬等年度総額(単位:円)	23,900,000
-----------------	------------

なお、上記の支給上限額は評議員会で決定し、年度総額の範囲で各理事の具体的な報酬金額については理事会が決定する。監事の報酬額については評議員会が決定する。

平成29年6月19日より施行する。

別表 2

費用弁償

費用弁償支給額	金額(単位:円)	備考
理事、監事	3,000	理事会等出席1回につき

なお、月額20,000円を限度とし、旅費の実費相当分を含む。

平成29年6月19日より施行する。

別表 3

法人顧問、相談役、参与報酬

職名	月額(単位:円)
顧問	80,000
相談役	50,000
参与(特任アドバイザー)	30,000

平成29年7月4日より施行する。

別表 4

費用弁償

費用弁償支給額	金額(単位:円)	備考
顧問、相談役、参与(特任アドバイザー)	3,000	理事会等出席1回につき

なお、月額20,000円を限度とし、旅費の実費相当分を含む。

平成29年7月4日より施行する。